

農業委員会だより

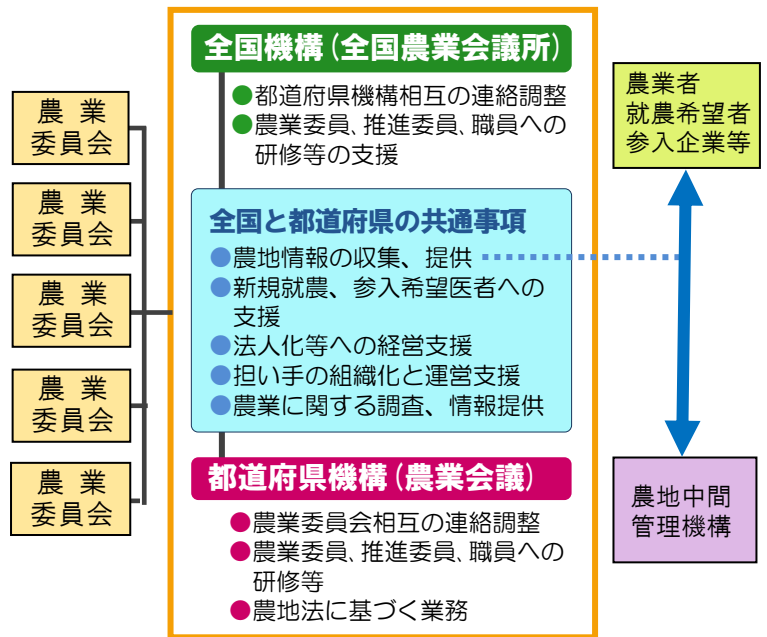
発行●八峰町農業委員会 秋田県山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田118番地 TEL:0185-76-4611

農業委員会系統組織は「ネットワーク機構」へ



- ◆ 農業委員会法等の関係法令改正により、農業委員会系統組織が改編されることになりました。
- ◆ 現在の系統組織—全国農業会議所、都道府県農業会議、市町村農業委員会—のうち、全国農業会議所と都道府県農業会議は、農業委員会の支援組織としての機能を強化するため、新たに「農業委員会ネットワーク機構」として位置づけられます。
- ◆ ネットワーク機構としての業務開始は平成28年4月1日からとなります。

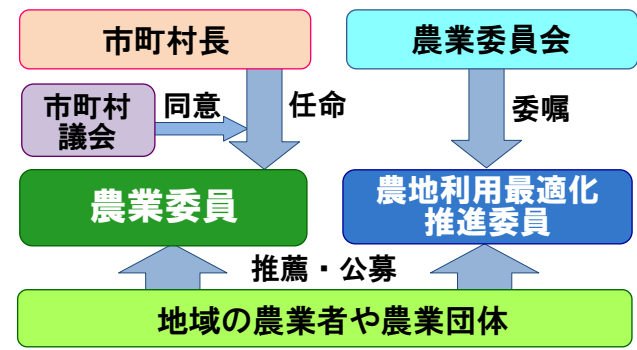
農業委員会ネットワーク機構の組織と活動



農業委員の選出方法が変わります

- ◆ **公選制から地域推薦・公募に**…今般の改正により、農業委員の選出方法は公選法に基づくものから**市町村長**が議会の同意を得て**任命**する方法になります。また農業委員とは別に、**農地利用最適化推進委員**が設置されます。
- ◆ **認定農業者を過半に**…区域内に認定農業者が少ない場合などを除いて、農業委員の**過半は認定農業者**であることが求められます。また年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められます。
- ◆ **八峰町は30年7月から**…改正法施行前に選挙が行われた農業委員会については、**任期満了後からの適用**となります。**八峰町農業委員会**での適用は**平成30年7月1日から**となります。

農業委員、農地最適化推進委員の選任のイメージ



標準賃金一部改定

農業委員会では毎年4月に「農作業標準賃金」を定めていますが、10月の「秋田県最低賃金」の改定に伴い、一部の標準賃金を次のとおり改定しましたので、適用の際はご注意ください。

- 作業項目…農作業全般(軽作業)
- 標準賃金…(改定前)5,500円→(改定後)5,560円

効力発生日：平成27年10月7日

◆裏面には、「おすすめします 農業者年金」を掲載しています◆



しっかり積み立て
がちりサポート



おすすめします 農業者年金

農業従事者は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）であつて、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

保険料は自分で選べ、いつでも見直せます

通常加入の場合、保険料は月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に決めることができます。また、経営状況や生活設計に応じていつでも見直しができます。

80歳まで保証付きの終身年金です

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。80歳より前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった額が死亡一時金として遺族に支給されます。

税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、節税につながります（支払った保険料の15～30%程度が節税）。将来受け取る農業者年金にも公的年金等控除が適用されます。

少子高齢化時代に強い積立方式です

自分で積み立てた保険料とその運用益で年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。運用は安全性を重視し、準備金の仕組みなども導入されています。

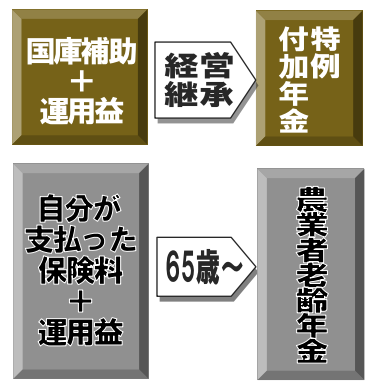
担い手には保険料の補助があります（*）

認定農業者で青色申告をしている方など、一定の要件（*下表）を満たす担い手には、月額最高1万円の保険料国庫補助があります。補助額に見合う年金は、経営継承をすれば原則65歳以降、特例付加年金として受給できます。

■ 保険料の国庫補助対象者と補助額（*）

区分	要件	35歳未満補助額	35歳以上補助額
1	認定農業者で青色申告者	10,000円	6,000円
2	認定就農者で青色申告者	10,000円	6,000円
3	区分1,2の方と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円	6,000円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす方で、3年以内に両方を満たすことを約束した方	6,000円	4,000円
5	35歳までに区分1になることを約束した後継者	6,000円	—

■ 農業者老齢年金と特例付加年金



農業委員会事務局不在のお知らせ

来たる11月2日(月)は、鹿角市で開催予定の「秋田県農業委員大会」に参加するため、農業委員会事務局は終日不在となります。ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先
八峰町農業委員会

〒018-2502 八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地
TEL : 0185-76-4611 FAX : 0185-76-2203
<http://www.town.happou.akita.jp/index.php?pid=50>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！